

施設利用者 各位

## 諫早文化会館利用申請について

諫早文化会館

諫早文化会館をご利用いただくにあたって、「新型コロナウイルス感染症対策基本的対策事項」をご確認の上で、

諫早文化会館利用申請書（通常の申請書）

新型コロナウイルス感染症対策の確認書（各事項にチェックをお願いいたします）

の2枚の書類の提出をお願いいたします

**国の方針に基づき当分の間は催し物の内容により、施設の定員制限がなくなります。  
（2021年3月1日更新）**

**新型コロナウイルス感染症対策の確認書は**

**1. 大声での歓声・声援等がないことを前提としうる催し物**

→ **施設の定員の100%で利用可能**

**2. 大声での歓声・声援等が想定される催し物**

→ **施設の定員の基本50%までで利用**

の2通りありますので

ご利用状況に応じて1・2どちらかの提出をお願いいたします。

＊会館周辺地域の感染状況により、期間内でも予告なく、定員等の制限が行われる場合があります。あらかじめご了承ください。

# 新型コロナウイルス感染症対策について

## 基本的対策事項

- 3つの密（密閉、密集、密接）を避ける対策を行ってください。
    - ・施設内の各室に応じた換気
    - ・入退場、休憩時の動線管理
  - 来館者の体温等の健康管理し、体調不良の方の入場を制限してください。
  - 手洗いの徹底や手指消毒をお願いいたします。
    - ・来場者が多い催事の場合は主催者様で消毒液をご準備ください。
  - 配布・モギリ等、手渡しが発生するものはなるべく避けてください。
  - マスクを着用してください。
  - 舞台上で合唱及び大声での発声を伴う催しは、利用者同士の間隔を十分確保してください。
  - 身体的接触のある活動は行わないでください。
  - 利用者の把握をお願いいたします。
  - 名簿等で管理・保管してください（提出の必要はありません）  
感染者が発生した場合、経路特定のため保健所等関係機関への協力をお願いいたします。それに伴い名簿の開示、また自宅待機の要請がある可能性があります。  
(名簿の保存期間は催事日より最低 30 日)
  - 感染拡大防止の注意喚起を来場者に行ってください。(公演では影マイク等の利用)
  - 最新の業種・催事ごとのガイドラインを遵守してください
- 
- 今後の感染状況により、予告なく会館施設を利用できなくなる場合があります。  
その際、主催者・施設利用者に生じた損害に関して諫早文化会館では一切責任を負いません。

# 【諫早文化会館】利用許可申請書・利用許可書/利用料金減額申請書・減額承認書

諫早文化会館指定管理者 一般社団法人諫早青年会議所 様

令和 年 月 日

諫早文化会館条例施行規則第4条第1項の規定に基づき、次のとおり申請いたします。

申請者	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> Tel ( <input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/> )	
	住所 <input type="text"/> Fax ( <input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/> )	
	団体名 <input type="text"/>	代表者 <input type="text"/>
		会場責任者 <input type="text"/>
利用目的及びその内容	案内板表示用名称 <input type="text"/>	入場料 (会費) <input type="text"/> 円
		有無 <input type="text"/>
	入場人員	1回に付 <input type="text"/> 人
		延べ <input type="text"/> 人
利用期間	年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 ( <input type="text"/> 曜 )	入場方法 <input type="checkbox"/> 指定席 <input type="checkbox"/> 自由席
	時 <input type="text"/> 分から	<input type="checkbox"/> 整理券 <input type="checkbox"/> 会員券
	年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 ( <input type="text"/> 曜 )	開場: 時 <input type="text"/> 分 開演: 時 <input type="text"/> 分 終演: 時 <input type="text"/> 分
	時 <input type="text"/> 分まで	開場: 時 <input type="text"/> 分 開演: 時 <input type="text"/> 分 終演: 時 <input type="text"/> 分
	日間 <input type="text"/>	備考 <input type="text"/>
* 請求書 (チェックをお願い致します) 必要 <input type="checkbox"/> ( 郵送 <input type="checkbox"/> / FAX <input type="checkbox"/> )		

料金詳細	大ホール <input type="text"/> 円	中ホール <input type="text"/> 円	リハーサル室 <input type="text"/> 円	楽屋 ① <input type="text"/> 円	楽屋 ② <input type="text"/> 円	楽屋 ③ <input type="text"/> 円	楽屋 ④ <input type="text"/> 円	楽屋 事務室 <input type="text"/> 円
	練習室 ① <input type="text"/> 円	練習室 ② <input type="text"/> 円	練習室 ③ <input type="text"/> 円	展示室 ① <input type="text"/> 円	展示室 ② <input type="text"/> 円	展示室 ③ <input type="text"/> 円	展示室 ④ <input type="text"/> 円	和室 <input type="text"/> 円
	展示ホール <input type="text"/> 円	浴室 <input type="text"/> 円	備考 <input type="text"/>					施設利用料 <input type="text"/> 円
追加	施設利用料 <input type="text"/> 円	冷暖房 <input type="text"/> 円	設備 <input type="text"/> 円	合計 <input type="text"/> 円	備考 <input type="text"/>			
					冷暖房 <input type="text"/> 円			
					設備 <input type="text"/> 円			
				合計 <input type="text"/> 円				

諫早文化会館の利用料金に関する規則第12条第3項に基づき減額申請致します (申請理由は別紙「利用料金減額申請について」でご確認下さい)

利用料金減額申請	団体名 <input type="text"/>	減額承認	減額後の利用料
減額申請番号(該当に○)		<input type="checkbox"/>	<input type="text"/> 円
1・2・3・4・5		<input type="checkbox"/>	

決裁欄	受付	令和 年 月 日					
	確認 (減免を含む)	館長 <input type="text"/>	副館長 <input type="text"/>	取扱者 <input type="text"/>			

許可番号  号

上記のとおり諫早文化会館の利用を許可します。 [ 諫早文化会館指定管理者 ] 一般社団法人 諫早青年会議所

令和 年 月 日 理事長 松藤 健一

①利用料の単位は、午前、午後、夜間それぞれの区分を1単位とする。 ②展示用器具については、全日を1単位とする。

③利用者が特殊な電気器具等を使用する場合、その実費相当額を利用料として別に徴収する。

**主催者都合によるキャンセル・催事中止に対しての返金は致しません (台風等災害の影響と判断される場合は除く)**

# 新型コロナウイルス感染症対策の確認書

## 1 大声での歓声、声援がないことを前提としうる催物

団体名 \_\_\_\_\_ 代表者 \_\_\_\_\_

催物名 \_\_\_\_\_ 利用日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日～ \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

内にチェックをお願いします。下記事項を徹底・了承したうえで、諫早文化会館を利用いたします。

### 【催物の性質】

- ①参加者の位置が固定され、入退場や区域内の適切な行動確保ができる催物
- ②参加者が自由に移動できるものの、入退場や区域内の適切な行動確保ができる催物

### 【前提】

- 参加者が歓声、声援等を発し、または歌唱する等の実態がみられていないこと（過去の開催実績や類似のイベントの状況を踏まえること）
- 収容定員が設定されていない場合は密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を空けること（催物の性質が、①の場合はチェック不要）
- 国の方針及び業種ごとのガイドライン、最新の感染状況等を踏まえた対応であること

### 【感染防止対策】

- 消毒の徹底
- マスクを持参していない者がいた場合は主催者側でマスクを配布し、着用率100%を担保すること
- 有症状者の出演・入場を確実に防止する措置の徹底（検温の実施、有症状の出演者は出演・練習を控えること、主催者が払戻等の措置等を規定しておくこと等）
- 事前予約時または入場時に連絡先を確実に把握することや、接触確認アプリ（COCOA）のダウンロード促進等の具体的措置を講じること（アプリのQRコードは会館内に掲示済み）
- 大声を出すものがいた場合、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備（人員を配置する等）
- 入退場列や休憩時間の密集を回避する措置（人員の配置、導線の確保等）や十分な換気を行うこと
- 休憩時間中のイベント前後の食事等での感染防止（入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、目安の人数上限等を下回る制限の実施）
- 演者等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる
- 催物前後の行動において、公共交通機関・飲食店等での密集を回避するために、交通機関・飲食店等の分散利用を注意喚起、可能な限り、予約システム等の活用により分散利用を促進すること

### 【その他】

- 全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者の総数が1000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、そのイベントの開催要件等について県と協議する必要があるため、指定管理者に事前相談すること
- 今後の感染状況により、予告なく会館施設を利用できなくなる場合があります。  
その際、主催者・施設利用者に生じた損害に関して諫早文化会館では一切責任を負いません。

# 新型コロナウイルス感染症対策の確認書

## 2 大声での歓声、声援等が想定される催物

団体名 \_\_\_\_\_ 代表者 \_\_\_\_\_

催物名 \_\_\_\_\_ 利用日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日～ \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

内にチェックをお願いします。下記事項を徹底・了承したうえで、諫早文化会館を利用いたします。

### 【催物の性質】

- ①参加者の位置が固定され、入退場や区域内の適切な行動確保ができる催物
- ②参加者が自由に移動できるものの、入退場や区域内の適切な行動確保ができる催物

### 【前提】

- 国の方針及び業種ごとのガイドライン、最新の感染状況等を踏まえた対応であること
- 異なるグループ又は個人間では座席を一席空けること。ただし、同一グループ（5名以内に限る）内では座席等の間隔を設ける必要はない。（催物の性質が、①の場合はチェック不要）
- 収容定員の半数以下の参加人数であること

### 【感染防止対策】

- 消毒の徹底
- マスクを持参していない者がいた場合は主催者側でマスクを配布し、着用率100%を担保すること
- 有症状者の出演・入場を確実に防止する措置の徹底（検温の実施、有症状の出演者は出演・練習を控えること、主催者が払戻等の措置等を規定しておくこと等）
- 事前予約時または入場時に連絡先を確実に把握することや、接触確認アプリ（COCOA）のダウンロード促進等の具体的措置を講じること（アプリのQRコードは会館内に掲示済み）
- 大声を出すものがいた場合、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備（人員を配置する等）
- 入退場列や休憩時間の密集を回避する措置（人員の配置、導線の確保等）や十分な換気を行うこと
- 休憩時間中のイベント前後の食事等での感染防止（入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、目安の人数上限等を下回る制限の実施）
- 演者等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる
- 催物前後の行動において、公共交通機関・飲食店等での密集を回避するために、交通機関・飲食店等の分散利用を注意喚起、可能な限り、予約システム等の活用により分散利用を促進すること

### 【その他】

- 全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者の総数が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、そのイベントの開催要件等について県と協議する必要があるため、指定管理者に事前相談すること。
- 今後の感染状況により、予告なく会館施設を利用できなくなる場合があります。

その際、主催者・施設利用者に生じた損害に関して諫早文化会館では一切責任を負いません。